

財務省告示第二百八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年八月三十一日

財務大臣 与謝野 馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・六一トン
四	一一、七〇七トン
五	四六八トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六二トン	二八五トン	四、〇九七トン	四一、三〇二トン	四、六七二トン	二八三トン	二三九、一八三トン	五四八、四八一トン	一、七六三、二九九トン	二五、〇三五トン	一五一トン	一、〇二三トン	九、七二三トン	〇・三三三トン	二・五二トン	四トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	三三	三二
二一八トン	一トン	二、四八二トン	一、六七六トン	〇トン	九トン	一、六三〇トン	二五〇トン	八、八六六トン